

第 1 0 回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会
会 議 録

会議名称	第10回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会					
開催日時	平成19年 7月30日(月) 18:30~21:15					
開催場所	原町区役所東庁舎2階第1会議室					
議長	会長 若松 蓉子					
	分野・キーワード	委員名		研究会委員所属	研究会委員名	
1	女性団体	おかざき きぬえ 岡崎 絹江	—	人事法務課	羽山 時夫	—
2	ボランティア	ただの まもる 唯野 守	○	自治振興課	平田 良親	—
3	中間支援組織	おばた けいこ 小畑 瓊子	○	市民課	椀台真喜子	—
4	まちづくり	にしやま たねお 西山 種大	○	高齢福祉課	渡邊 幸以	—
5	子育て	たかだ けいこ 高田 恵子	○	観光交流課	今野 浩宗	—
6	障がい者支援	あおた よしゆき 青田 由幸	—	土木課	吾妻 庄吾	—
7	文化活動	もりおか こう 森岡 こう	○	教育総務課	新田 正英	—
8	国際交流	わかまつ ようこ 若松 蓉子	○	議事係	小林総一郎	—
9	高齢社会	すずき たかのり 鈴木 孝紀	○	地域振興課	小高 千舟	—
10	交流	はこざき しゅんいち 箱崎 俊一	—	地域振興G	但野 真敏	—
11	I J Uターン	いけだ よしお 池田 悦郎	—	地域振興課	岡田 淳一	—
12	公募(小高区)	あおた としゆき 青田 利幸	○	情報政策課	木村 浩之	○
13	公募(小高区)	えねい とみお 江井 富雄	—	都市計画課	鈴木 隆	—
14	公募(小高区)	すずき きよのぶ 鈴木 清延	○	地域振興課	丸山 光清	—
15	公募(鹿島区)	まつだ ふみお 松田 文男	—	事務局		
16	公募(鹿島区)	こしの せつこ 越野 節子	○			
17	公募(鹿島区)	こんの めぐみ 今野 愛	○	企画経営課	林 秀之	○
18	公募(原町区)	むらた かずみ 村田 和美	—		紺野 昌良	○
19	公募(原町区)	まえだ ひでこ 前田 英子	○		庄子まゆみ	—
20	公募(原町区)	おかだ きよ 岡田 規代	○		横田 美明	○
出席状況	市民懇談会 : 出席 14名 欠席 6名 研究会 : 出席 1名 欠席 13名					

1. 開会

2. 会議

(事務局より資料についての説明)

■ 議長

条例に盛り込む項目についての意見を頂戴していきます。

まずは「目的」からとなります。

■ 委員

まちづくりの主体は市民と言うことは良いのですが、事務局において、まちづくりのためのルールとしての自治基本条例との表現がなされていますが、その中身について話したいと思います。事務局の方向付けがなされているように思います。

資料14ページに「市民は議会に対し、また、執行機関の行うことに対し関心を持ち、要求と監視を行ってはならない」と記載されていますが、どういう意味なのでしょうか。

■ 事務局

「行ってはならない」ではなく「怠ってはならない」の記述誤りです。申し訳ございません。

一点、説明が漏れていました。今日の宿題において条例案的にまとめてくださった委員がいらっしゃいましたので、その意思を忠実に伝えるため、敢えて宿題の様式に拘らず、委員に提出いただいた構成を保ち別様式で取りまとめたものお配りしております。

■ 委員

この条例で何を実現したいのか、他の条例との違い、どういうスタンスでこの条例をつくっていくかを、時間をかけて確認していく必要があると思います。

■ 委員

以前にいただいた資料を読み返していたら、行きつ戻りつの議論が重要とのことでした。改めて以前の資料を確認する必要があると感じています。この資料の出典はどこですか。

■ 事務局

松下啓一著「協働社会をつくる条例」です。

■ 委員

皆で資料を読み返してみましよう。

■ 事務局

条例について全く分からない時点で原点論、つまり何を実現するのかといった目的を話し合うのは難しいものと考えました。これまでのこの会の作業と学習によって、条項、その内容をまとめあげられる段になって、何を実現したいのかという議論をするための材料が揃ってきたものと考え、この機に改めて議論してはどうかとの考えであります。

■ 委員

より良い地域社会を実現するために、私たち市民が何かを一步踏み出そうと、努力しようという市民がプラスの方向に動き出せるような条例にしたいと考えています。

簡潔で、私たちが生きがいを持って主体として地域をより良くできる条例にしたいと考えています。

■ 委員

本日の会議では、どういう項目を条例に盛り込むのかを確認していくものと理解していました。あまり回り道をしないで、具体的な検討に入った方が良いと思います。

■ 議長

どういう項目を盛り込むのかを検討するうえで、この条例で何を実現したいのかを、改めて共通認識を得る必要があると考えています。

■ 委員

今まで何度もやってきていて、その結果としてこれらの項目が挙げられたのではないのでしょうか。このままでは何時間もかかってしまいます。

■ 委員

この部分は共通した確認をしていなかったと思います。

■ 委員

項目について取捨選択していけば良いと思います。

■ 委員

何を実現したいのかというより、どういう性格の条例にしたいのかということについ

て議論したいと考えます。

■ 委員

今まで何度も話しをしてきていると思います。今日は、項目の取捨選択をするべきと考えます。本日の会議の目的はそういうことだったと思います。振り出しに戻っていたのでは、今日は何も話し合いができずに終わってしまいます。

■ 委員

基本条例の性格について一緒に考え、確認はしていないと思います。私は、このことを一番最初にやりたかったのですが、難しいだろうとのことで今日まで待っていたのです。

■ 委員

今までの会議において議論されてきたと思います。今までの議論が何だったのかと思ってしまう。

■ 事務局

何を実現したいのかという共通認識を得ることは必要だと考えます。このことによって取捨選択の判断基準ができるものと考えからです。ただ、十分な時間をとってとの発言がありましたが、今まで議論してきたことの確認をすることで良いと考えます。

先ほど、委員より、より良い地域社会をつくるために市民がプラスの方向に動けるような内容にしたいとの発言がありました。

■ 委員

ちょっと違います。

地域がより良くなることであり、そのためには、行政もしっかりやっていただく、市民が発案するものをしっかり協働してできるようにしていく必要があると思っています。そのために、条例でどこを強調するべきかということ、条例が道具としてどういう効果を望むのかという意味です。

■ 議長

市民のすべきことが書かれているものということですよ。

■ 委員

そうです。そして結果がすべてなのだということです。

学問として自治基本条例を極めるのではなく、私たちの道具として考えるべきだろうと思います。

■ 委員

今まで話しをしてきたので時間はかからないと思います。委員お一人ずつ、どのように捉えてきたのかを発言していただいてはどうでしょうか。

■ 議長

積極的に発言願います。

市民と行政が、地域をより良くするために、市民が主体的に活動できる道具としての条例であることと解釈しましたがよろしいでしょうか。

■ 委員

自分で言っていて良くわからなくなりました。

■ 事務局

市民と行政が協働できて、かつ、その効果が表れるような条例にしたいということでよろしいでしょうか。

■ 委員

そのとおりです。

何かを行おうとするときに、条例に照らし、違反しないか、方針は間違っていないか、そういった目安になるものと考えています。簡潔なものが良いです。方向性が明確になるもの。

■ 委員

合併の基本理念を確認しました。新しい市をつくるにあたっての理念、将来像を念頭において、その実現に結びつく内容にする必要があると思います。

■ 委員

市民が幸せになるためのまちづくりのルールで、市民主体の条例であるべきと考えています。

■ 委員

すべてが健全で、豊かに、責任を持ちながら、幸せな生活ができることにつながる内

容であれば良いと思います。

■ 委員

南相馬市に暮らす一人ひとりが個性もあり考え方も違うと思いますが、目指すものが共通していれば気持ちがひとつになると思います。目指したいものを条例の頂点に掲げて創っていったら良いと思います。人と人との結びつきが何より重要だと考えています。

■ 議長

目指したいものを条例の頂点に掲げるということですが、具体的にはどのようなことでしょうか。

■ 委員

安全・安心が幸せに暮らすためにもっとも必要なことだと考えています。

■ 委員

まちをつくっていくための基本的なルールとなれば良いと思います。子育て世代の代表として参加しているので、自然環境、社会環境に不安を持っている人が多いので、安心・安全なまちになるようであれば良いと思います。

■ 委員

最高規範性を持たせたいと思っています。

あまりにも格調高くしてしまうと、身近なものに感じられなくなるので、わかりやすいものが良いと思います。

■ 委員

私たちのあり方、存在を保証してくれるような条例であるべきと考えています。もう一方で歯止めの性格も必要だと考えています。

■ 委員

助け合い、支え合いながら地域づくりをしていくのだということを明らかにすることが大切であると考えています。

■ 委員

条例も広い意味で法律なので、一定の拘束力を帯びるものと考えます。行政が市民のために機能するようにつくり方、書き方が必要ではないかと考えます。

市民憲章的な内容を盛り込みたいとするならば、他市事例にも見られるように前文を置いてはどうかと考えます。

■ 委員

条例の内容を一つひとつ見てみると、あたりまえのことばかりだと思います。あたりまえのことだけど、明文化して簡潔の表すことにより頭に入りやすくなると思います。

■ 委員

最高規範の位置付け、性格が必要であると考えます。歯止めが利き、長期的に効力を発揮できること、首長が替わっても継続されるものが必要であると考えます。

■ 議長

最高規範として行政に歯止めをかけるという部分も必要と考えますが、市民の権利と責務をもっと打ち出したいと考えています。また、そのための然るべき言葉遣いが必要であると考えます。行政や議会に働きかける市民でありたい、そういう市民になっていくためになすべきことを表していきたいと考えています。

■ 事務局

市民一人ひとり価値観が異なると思います。安心・安全、子育て、福祉、産業振興いろいろあります。そこで、そういった分野別により良い地域をつくるためには、環境基本条例とか、産業振興条例とか分野毎の条例がなじむと思います。

市民が望むまちづくりをするために、参加、協働、パートナーシップという言葉が、共通して皆さんから挙げられていると思います。このあたりを確認できれば良いのだと思います。

歯止めをかけるというのは、言い換えればルールを明らかにするという事と考えています。

■ 議長

ルールといっても罰則があるわけではないので、心情的なものに止まってしまいます。

■ 事務局

具体的でない部分、心情的に止まる部分は、その分野、項目毎に改めてルールを作る必要が出てくるものと考えます。

■ 委員

歯止めという言葉の背景にある思想的な部分がないけません。活性化する、協働する、そういった部分が欠けているのだと思います。裁いたりすることではなく、市民の持つ力をいかに結束させるか、創造的な方向へ持っていくか、個人の自己実現をしながら、皆の知恵を集めてどう開花させていくかというスタンスを持っていたいので、歯止め、罰則ではなくて、市民と市が協働するうえでの必要なルールとして定めていくべきと考えます。

■ 委員

歯止めとは、最高規範であるという意味で話しをしています。

■ 委員

最高規範だから歯止めという考え方ではなく、最高規範だから活性化と捉えたいと思います。

■ 議長

歯止めとは、他の条例に対して拘束力を持つということと捉えています。

■ 委員

そのとおりです。

■ 委員

理解しました。

■ 委員

今後様々な条例をつくるにあたって、最高規範としての自治基本条例を常に照らし合わせていただきたいと思います。

■ 委員

歯止めとは性格であって方向性を示すものと捉えております。

■ 委員

キーワードをみると、ルールといえるものがあげられていると思います。

■ 委員

自治基本条例は方向性を示すものであり、その方向と異なる方へ進もうとする条例制

定などには歯止めになるという意味です。

■ 委員

言葉の意味が、自分で考えるイメージと異なっていたのだということがわかりました。

■ 議長

条例に盛り込むべきキーワードについての議論に入ります。

まず、目的ですが、今までいろいろ議論いただきました。その内容を盛り込んでいくということによろしいですか。

■ 委員

了。

■ 議長

定義についても、必要なものを載せていくということで良いと思います。

人権尊重についてですが、憲法で規定されているので、敢えて入れなくても良いのではないかとの意見、心情的に入れておきたいとの意見、両方あろうかと思いますが、ご意見をいただきたいと思います。

■ 委員

私たちの生活の身近なものとしていくために盛り込んだ方が良いと思います。

■ 委員

条文とするか、文言として含めるか2つの方法があると思いますが、条文として設けるまでもないけれども、その意図するところは取り入れてほしいと思います。

■ 委員

条文として起こすまでもなくても、意図するところは入れていただきたいと思います。

■ 議長

人権尊重を意図する表現は盛り込むということとします。

次に、主権は市民にあるということについてご意見をいただきたいと思います。

■ 事務局

委員の皆さまに寄せていただいた意見では、主体という言葉が多用されています。主

権と主体は異なるように思われますし、主権を主張すれば主体となる責務が発生するの
かとも思います。どちらが望ましいのかご意見をお伺いいたします。

■ 委員

私も主権と主体は異なると考えます。国民主権ということで慣れ親しんでいますが、
地方自治体としてみれば自治権としてはどうかと考えています。主体よりは主権に近い
性格であると考えます。

■ 委員

主権は生まれたときに存在するもの、主体は自らが関わったときに生まれてくるもの
と理解しています。市民となったときから存在する権利と考えるので主権が良いと思
います。

■ 議長

主権が市民にあるならば、そこには必ず市民としてなすべきことがついてくると思
います。主体とは、何らかの活動、行動を起こすときの中心になるものと考えられると思
います。

■ 委員

市民の責務を強調したい気持ちがあります。行動論、活動論として主体という言葉に
要約されて使われている場合もあると思います。

■ 議長

条文の表現はともかく、市民に主権があるとする意図を盛り込むことについてはよろ
しいですか。

■ 委員

了。

■ 議長

条文として起こした方が良いですか。

■ 委員

その方が良いと思います。

■ 議長

続いて参加の権利と責務に移ります。

■ 委員

後段に出てくる参加・協働の推進との関係も考慮し、併せて考える必要があると思います。

■ 議長

まずは、キーワードそのもの、あるいはその意図するところを残すかどうかについての意見をいただきたいと思います。

外すべきではないと考えますがいかがでしょうか。

■ 委員

キーワードは、章と考えてよいのでしょうか、それとも節と考えるのでしょうか。

■ 委員

後段に市民の権利と責務というのも出てきます。

■ 議長

市民の権利と責務の部分にまとめることも可能かと思えます。この意図するところは盛り込むということによろしいでしょうか。

■ 委員

参加や参画という言葉は、まちづくりのルールの上で非常に重要なワードであると考えます。

■ 議長

大事なことなので特別に条文として取り上げるということもあります。

■ 委員

かなり大切だと思います。

■ 事務局

参加については後段でも出てまいります。言葉は、グループワークにおいて出されたものを活用していますが、敢えて分けることとしたものです。今日までの議論を踏まえ

れば、基本条例の原則として参加というのが取り上げられるものと考えました。もうひとつは、その原則に則って具体的にどのように参加を推進するのも重要な要素であるとの考えから、敢えて分けることとしました。

■ 議長

参加の原則と具体的な推進方法との意図があるとの説明がありました。
この言葉自体は外すわけにはいかないと考えますがいかがでしょうか。

■ 委員

了。

■ 議長

続いて、男女共生についてです。

旧原町の条例では入っていました。また、他市の条例にはあまり盛り込まれていない項目で、特徴的な条文でありました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

■ 委員

了。

■ 議長

続いて生涯学習の機会についてです。

■ 委員

主権者である住民が、より良い地域社会をつくっていくうえでは、学習が必要だと考えます。そういう意図を盛り込みたいと考えます。

■ 事務局

今までの会議で出された意見の中には、政策に関係するものがたくさんありました。その中で、環境と子育てに関することは、特筆すべきものとして挙げられていたと思います。それと同等に生涯学習が挙げられるものなのか、特出しする政策なのかを議論いただきたいと思います。

■ 委員

学習権の保障というのは社会を良くするキーワードであると捉えています。活性化し

ている地域は、皆が学習しているとの本を読んだことがあります。知恵を出すための学習というのは地域創造に不可欠であると考えます。学習するという事は重要なキーワードになると考えます。

■ 委員

人権や参加権と異なり特出しするものではないかと思えます。意図は理解できます。

■ 委員

地域の明るい未来のために、創造的に協力的に進めていくためには学習というキーワードが重要になってくると考えます。学習は勉強とは違います。その言葉の持つイメージ、概念を盛り込んでいきたいと考えます。

■ 委員

生涯学習の機会というのは、条例の条項としてはなじむのだろうかとの疑問があります。文化・芸術権の保障を盛り込みたいと考えていましたが、こちらもなじまないように思えてきました。

■ 委員

生涯学習という言葉のもつイメージはもう古くなってきていると思えます。

■ 委員

幸せを感じられるような地域にしたいとの発言がありましたが、幸せになるためには学習が欠かせないものと思えます。教育ということではなく、もっとグローバルの意味における学習は大切なことだと感じています。

■ 事務局

施策的に生涯学習を推進すべきということではなく、市民も議会も市職員も皆学ぶことをしっかりやりましょうというような意図と解釈してよろしいのでしょうか。

■ 委員

学ぶことは大切なことだというような意図を前文等に盛り込んでいただければ良いと思えます。

■ 委員

条文として入れるかという点、基本条例の性格からはその必要がないものと考えます。

■ 委員

生涯学習の機会の提供は必要なことと考えます。機会を提供するのは自治体の役割なのではないかと考えます。

■ 委員

国も奨励していることなので、簡単に必要なしとはできないのではないのでしょうか。

■ 事務局

産業や福祉など他にも政策分野があるわけですが、生涯学習が他の行政分野と比較して特出しされる分野なのかという点でいかがなのでしょう。

■ 委員

盛り込むべきでないというものはないのだろうと思います。しかし、何でも盛り込んだ結果、100条にもなる条例となつては困ります。優先順位を考慮すべきだと思います。

■ 委員

行政でできることできないことがあると思います。機会の提供は、行政が関わらなければならないものと考えます。そういった機会がなければ、地域文化は向上しないし、市民生活の精神的豊かさも実現できないと思います。行政が関わらないと、生涯学習センターの機能も喪失してしまうのではないかと思います。

■ 事務局

基本条例は最高規範であり、その他の条例は基本条例の下にぶら下げていくとするならば、各政策分野に係る考え方は、その分野の条例、計画等で明らかにしていくという方法があると思います。今回、生涯学習を基本条例に盛り込むとすれば、他政策との比較において特別な扱いとする理由が必要なのかと考えます。

もう一点。保障という言葉が使われていますが、行政としてどう保障できるのかというところで困惑しています。

■ 委員

条文を表していく際に、文言等の整理は必要になってくると思います。分野毎の条例をぶら下げていくということは煩雑になるのではないかと危惧します。ある程度の政策の骨子は基本条例に盛り込んで良いと思います。

■ 委員

生涯学習基本計画をつくろうとしているのであれば、細かいところは必要ないと思います。理念的なもの、方向性的なものだけを盛り込んではどうでしょうか。

■ 議長

条文として起こすかどうかも含めて、全体の条例像を確認したうえで改めて考えるとして保留としたいと思います。

次は企業とこの条例との関わりについてであります。

■ 委員

企業にも社会的責任があるといわれています。経団連の御手洗さんの「企業のあり方について2007」において19項目掲げられていますが、その一番最初に掲げられているのが利益です。社会的責任は17番目です。順番がどうこうということではないと思いますが、企業の社会的貢献を求めるような部分が必要ではないかと思います。

■ 議長

私も同じ考えです。

■ 委員

企業や事業所も市民の構成員とすれば、間接的に市民としての役割を帯びるのではないのでしょうか。

■ 事務局

グループワークの中で議論になった点です。定義において、市民に事業所等が含まれることとなれば、市民の権利や役割、責務など条例において「市民は」と表現される部分は「事業所は」と読み替えることができると思います。一方で、この意図するところを明らかにしておきたいとのことから、特に明記するという考え方もあります。その辺りはいかがでしょうか。

■ 議長

市民の多くは、企業、事業所で働いています。その人達が人権を尊重され、人間らしく生活できているかということは非常に大事なことだと考えます。市民の中に事業者が入っているということではなくて、特に条文として盛り込んで欲しいと考えます。企業も地域社会に貢献するということが、これから非常に重要になると思います。

■ 委員

企業は、その従業員の地域コミュニティ活動への参加を積極的に支援するよう努めなければならないとの意見がありますが、事業主がこのことに理解を示さなければ、従業員が積極的に市民活動を行えるようにならないと考えます。こういったことは重要であると思います。

■ 議長

子育てや教育については、特に理解を示さなければならないと思います。

■ 委員

発言のあった意図は盛り込んで欲しいと思います。

■ 委員

市民と同等に事業所もまちづくりに参加するというのが、事業所にとって厳しい内容になると思います。ですから、取り立てて条文に盛り込まなくても良いと思います。市民と事業所はまちづくりにおいて同等の役割、責務を持つとの考えが良いと思います。普遍的であり当を得たものと思います。旧原町市の条例の取り扱いで良いと思います。

■ 委員

相手のあることなので適切な表現が求められると思います。育児休暇も現実的には非常にとりにくい環境なのですから。

■ 委員

今は、授業参観などへの出席は、別枠で休暇が取れるようになっていたと思います。

■ 議長

取得する権利があっても取得しにくいということです。

■ 委員

事業所を市民として括っているだけではわかりにくいと思います。どうしろ、こうしろまで記述することはできないけれども、まちづくりにおける社会参加活動に理解し協力しなければいけないというようなことは条項として盛りこむ必要があると思います。

■ 委員

事業所を最大公約数的に市民といっても、ちょっと性格が違うのではないかと感じま

す。

■ 委員

企業誘致などに影響があるのではないかと危惧します。がんじがらめにならないように、やんわりと、市民なのですから、協力していただけますかといった内容が良いと思います。

■ 議長

企業誘致に関するルールはあるのでしょうか。

■ 事務局

工場誘致審議会を設けて工場の進出計画等について審議していますが、特段のルールがあるわけではありません。

■ 委員

保留とし、もう少し時間をかけて検討すべきと思います。

■ 議長

保留とし改めて議論することとします。
続きは次回とします。

《その他の決定事項》

次回は8月6日（月）、研修会終了後から午後5時30分までとする。